

『鉄道(軌道)運転関係係員教育訓練規程』に基づく、運転関係係員の定義について

- (1)列車等を操縦する係員
- (2)列車の運転順序変更、行き違い変更、運転の取消し等の運転整理を行う係員
- (3)列車防護、ブレーキの操作または運転上必要な合図を行うために列車に乗務する係員
- (4)列車等の進路制御、閉そく、鉄道信号の取扱いまたは転てつ器の操作をする係員
- (5)線路、電車線路または運転保安設備の保守、工事等で列車の運転に直接関係がある  
ものを単独で行い、または指揮監督する作業を行う係員
- (6)踏切保安設備を操作する係員